

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 115):
10 月 5 日深夜よりオークランドは新たなレベル 3(ステップ 1)

令和 3 年 10 月 5 日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- オークランドは、本5日(火)23:59 以降もレベル 3 を維持します。ただし、屋外に限り、二世帯以下で最大 10 人までの接触が可能となるなど、一部の規制は緩和されます。また、スクール・ホリデーが終わる 10 月 18 日には、学校が再開される見通しです。
- オークランド以外の地域は、レベル2が当面の間維持されます。なお、本 5 日(火)23:59 より、レストランを始めとするホスピタリティー業の人数制限は解除されます。
- ワイカトの一部地域のレベル3(通常)に変更はありません。
- レベル4以来、当館領事窓口へのご来館は予約制としております。この措置はレベル2に引き下げられるまで継続します。

【本文】

1. 10 月 4 日午後 4 時、アーダーン首相及び保健省は記者会見を行い、ワクチン接種が進んだことにより、今までは厳しい規制のみで対応していましたが、今後はワクチン接種と規制の両方で対応することを説明し、オークランド他のレベルについて、以下のとおり発表しましたので、お知らせします。

(1)オークランドは、10 月 5 日(火)23:59 以降も国内警戒レベル 3 を維持する。ただし、規制を解除していくため、レベル3内に三つのステップ(※)を設け、段階的に移行していく。なお、ステップ 1 は本日 23:59 から適用され、今後、毎週ステップの移行について検討する。

(※)レベル3内のステップ

【ステップ1】* 10 月 5 日 23:59 より

- ・屋外に限り、一度に二世帯、最大 10 人までの接触が可能
- ・幼稚園・保育園(Early Childhood Education)の再開
- ・レクリエーション(ビーチ訪問、狩り等)目的のオークランド内の移動が可能

【ステップ2】* 時期未定

- ・小売店の再開(ただし、マスクの着用やフィジカル・ディスタンスを確保する必要あり)
- ・プールや動物園といった公共施設の再開(同上)
- ・屋外に限り、一度に 25 人まで集まることが可能

【ステップ3】* 時期未定

- ・カフェ、バー、レストラン等のホスピタリティー業の再開。ただし、50 人を上限とし、座席の距離の確保が求められる
- ・美容院等人との間隔が密接になる業種の再開
- ・屋内外ともに、一度に 50 人まで集まることが可能

(三段階ステップに関する政府発表)

<https://www.beehive.govt.nz/release/auckland-restrictions-eased-steps>

(2)現時点、学校は、スクール・ホリデーが終了後の10月18日(月)には再開できる見通しとなっている。18日の少し前に正式決定する。なお、12歳以上の者は、学校が再開するまでにワクチン接種を行うことを推奨する。

(3)オークランド以外の地域は、レベル2を当面の間維持する。なお、10月5日(火)23:59より、レストランを始めとするホスピタリティー業の人数制限(100人まで)は解除する。ただし、座席の間隔を保つことやフィジカル・ディスタンスの確保は引き続き求められる。

(4)10月3日(日)23:59に引き上げられたワイカト地域(Raglan、Te Kauwhata、Huntly、Ngaruawahia 及び Hamilton City)のレベル3(通常)に変更はない。

2. 市中感染及びワクチン接種の状況

9月27日からの1週間において、1日の新規感染者数は8~45人で推移しています。今回の感染拡大における陽性者は合計1,357人となっています。

ワクチンについては、NZでは、約330万人が1回目接種済み(ワクチン対象人口の約79%)、この内約200万人が2回目接種済み(同約48%)となっています。

3. 国内警戒レベル

上記、レベル3内のステップ1は、本5日23:59から開始します。各レベルの詳細は以下をご覧ください。

(1)オークランドのレベル3(ステップ1-3)

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/regional-advice/auckland/>

※ 通常のレベル3については以下のとおりです。

<レベル3(英語)>

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/alert-level-3/>

<レベル3(日本語)> * 更新が遅いため、最新情報は英語版をご参照ください。

<https://covid19.govt.nz/iwi-and-communities/translations/japanese/the-alert-levels/living-at-level-3/>

(2)レベル別ルールの概要・詳細

(概要)

<https://covid19.govt.nz/assets/resources/tables/COVID-19-Alert-Levels-summary-table.pdf>

(詳細)

<https://covid19.govt.nz/assets/resources/tables/COVID-19-Alert-Levels-detailed-table.pdf>

4. 感染者の立寄り先(Locations of Interest、以下リンク)を、随時確認し、該当者は、指示(検査を受ける等)に従って下さい。

(保健省:感染者立寄り先)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-health-advice-public/contact-tracing-covid-19/covid-19-contact-tracing-locations-interest>

5. レベル2になるまでは、当館領事窓口(パスポート、証明、戸籍届出、ビザ等)での申請受付等は、全て電話による予約制とさせていただきます。詳細は下記リンクをご覧ください。

なお、出生届(出生の日から3か月以内)については、期限内の手続きが必要ですので、お早めにご連絡ください。その他、旅券の期限前更新手続き等についてご相談のある方についても、お早めにご連絡ください。

(新型コロナウイルスの影響に伴う予約制の導入)

<https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/files/100223377.pdf>

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧ください。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)